

令和7年度（2025年度）

## 第2回 熊本県文化財保護審議会

日 時：令和8年（2026年）2月3日（火）

13時30分～15時30分

場 所：県庁行政棟本館5階 審議会室

### 《会 議 次 第》

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）報告事項

ア 前回文化財保護審議会における指摘事項について

イ 令和7年8月の記録的大雨に係る対応状況について

ウ 平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金について

（2）諮問事項

文化財の県指定について

.....文化課公式SNS.....

【X】



熊本県文化課 (@kumamoto\_bunka)

[https://twitter.com/kumamoto\\_bunka](https://twitter.com/kumamoto_bunka)

【Instagram】



熊本県文化課 (@kumamoto\_bunka)

[https://www.instagram.com/kumamoto\\_bunka/](https://www.instagram.com/kumamoto_bunka/)

【Facebook】



熊本県文化課

<https://www.facebook.com/profile.php?id=100093540437113>

.....文化課文化財三次元データ公開.....

【Sketchfab (スケッチファブ)】



熊本県教育庁文化課

<https://sketchfab.com/kumamotobunka>

### 熊本県文化財保護審議会委員名簿

任期：令和6年（2024年）6月1日～令和8年（2026年）5月31日

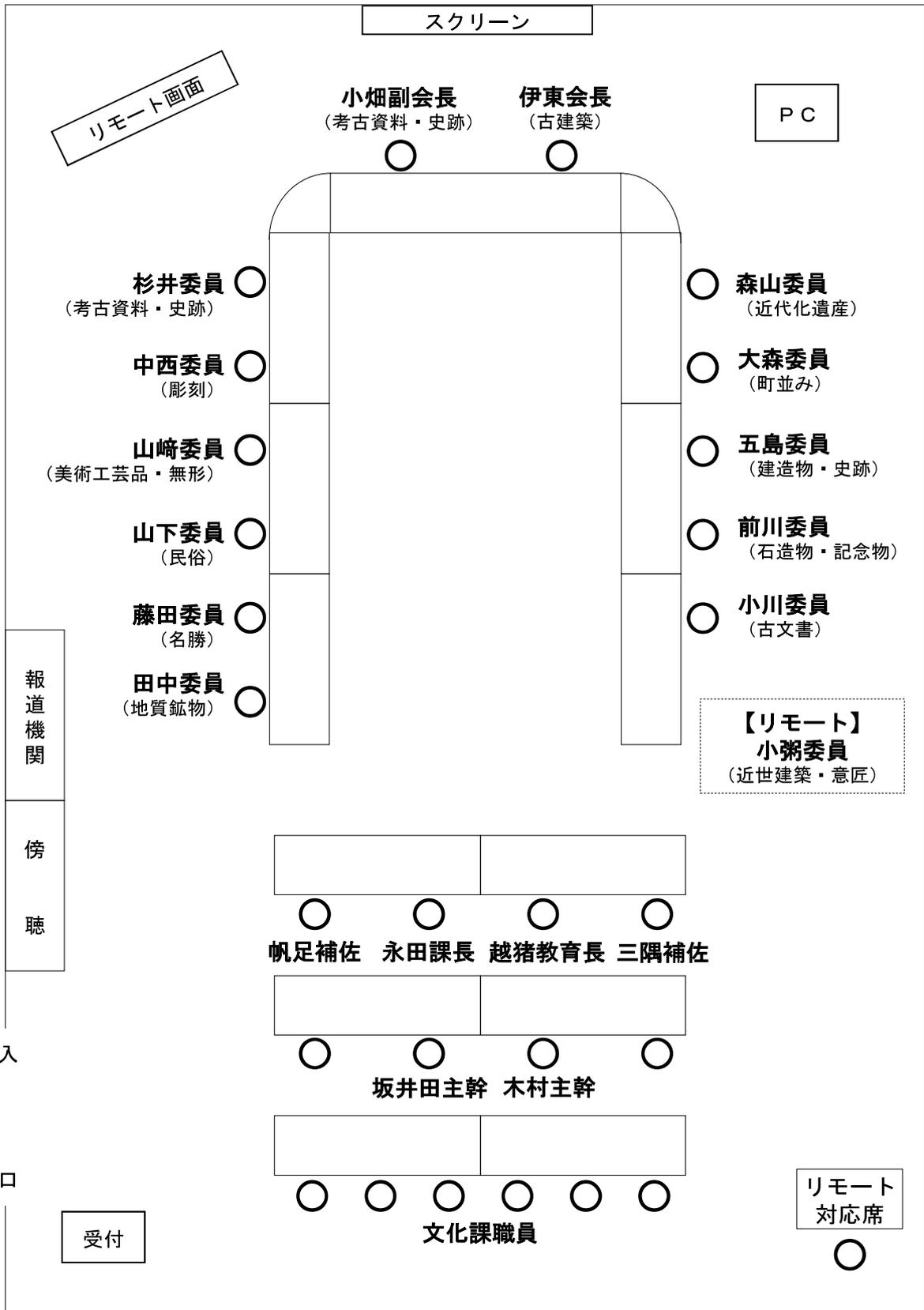
	氏名	分野	所属・役職等	備考
1	伊東 龍一	建造物 －古建築	熊本大学名誉教授	会長
2	森山 学	建造物 －近代化遺産	熊本高等専門学校建築社会デザイン工学科教授	
3	小粥 祐子	建造物 －近世・意匠	崇城大学工学部建築学科准教授	リモート
4	大森 洋子	建造物 －町並み	久留米工業大学工学部 建築・設備工学科教授 (学長補佐（地域連携センター長）)	
5	五島 昌也	建造物 史跡	佐賀県地域交流部文化・観光局文化課文化財保護・活用室文化財保護・活用アドバイザー	
6	前川 清一	建造物-石造物 記念物	肥後金石研究会主宰、元県文化課課長補佐	
7	稲葉 継陽	美術工芸品 －古文書	熊本大学永青文庫研究センター長	欠席
8	小川 弘和	美術工芸品 －古文書	熊本学園大学経済学部経済学科教授	
9	中西 真美子	美術工芸品 －彫刻	熊本県立図書館	
10	山崎 撰	美術工芸品 無形	八代市立博物館未来の森ミュージアム審議員兼学芸係長	
11	山下 裕作	民俗	熊本大学大学院教授	
12	小畑 弘己	美術工芸品 －考古資料 記念物－史跡	熊本大学名誉教授	副会長
13	杉井 健	美術工芸品 －考古資料 記念物－史跡	熊本大学大学院教授	
14	藤田 直子	記念物－名勝	筑波大学芸術系教授	
15	副島 顕子	記念物－植物	熊本大学大学院教授	欠席
16	田中 均	記念物 －地質鉱物	熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナー	

## 事務局

	氏名	所属・役職等
1	越猪 浩樹	熊本県教育長
2	永田 清道	熊本県教育庁教育総務局文化課 課長
3	三隅 徹	熊本県教育庁教育総務局文化課 課長補佐
4	帆足 俊文	熊本県教育庁教育総務局文化課 課長補佐
5	坂井田端志郎	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（文化財活用担当）
6	木村 龍生	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（文化財調査担当）
7	福田 匡朗	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（埋蔵文化財）
8	能登原孝道	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（史跡・文化的景観）
9	三重野哲平	熊本県教育庁教育総務局文化課 指導主事（建造物・石造物）
10	木庭真由子	熊本県教育庁教育総務局文化課 参事（文化財保護審議会）
11	竹原 明理	熊本県教育庁教育総務局文化課 主任学芸員（絵画・彫刻・工芸品）
12	花田 杜綺	熊本県教育庁教育総務局文化課 主任学芸員（天然記念物）
13	丸山 大輝	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（書跡・典籍・古文書・歴史資料）
14	原田 信敬	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（民俗文化財・無形文化財）
15	藤森あきの	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（考古資料・埋蔵文化財）
16	川元 由比	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（名勝）

令和7年度（2025年度）第2回熊本県文化財保護審議会 座席表

県庁行政棟本館5階 審議会室





## 3 議題

### (1) 報告事項



### 3 議題

#### (1) 報告事項

##### ア 前回文化財保護審議会における指摘事項について

	指摘事項	対応等
藤田 委員	・文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」。）の作成と市町村体制の充実度に関連性はあるのか。	・従前計画の改定や業務環境の整備のために地域計画を作成する市町村がある一方で、必要性を認識しつつも人手不足等により作成に至っていない市町村も多い。 ・引き続き、地域計画作成に向けた支援を行っていく。
大森 委員	・建造物専門職の採用を検討いただきたい。	・市町村とも情報共有を図り、検討を行っていく。
山下 委員	・小さい図書館ほど、近年史談会等が作成した雑誌の配架がみられず、情報が潰えていっている。文化課と図書館で連携できないか。	・県関係課や市町村とも情報共有を図っていく。
副島 委員	・天然記念物関係も専門職の配置が少なく意識が低いように思える。今後どう強化していくのか。 ・関係課とも協力しながら対応していただきたい。	・関係課とも協力しながら取り組み、理想的な職員の配置の検討を行っていく。

#### イ 令和7年8月の記録的大雨に係る対応状況について

##### (ア) 指定等文化財の被災状況

・文化財の被災状況及び復旧状況は以下のとおり（表1）。

**表1 文化財の被災状況及び復旧状況一覧**

（令和8年1月20日現在）

区分	指定等件数 (被災当時)	被災件数 ※2	被災率	復旧対象 件数※1	復旧件数 ※2・3	復旧率
国指定文化財※1	176	13 ( 5)	7.3%	13 ( 5)	4 ( 0)	30.7%
県指定文化財	397	5 ( 2)	1.2%	5 ( 2)	3 ( 1)	60.0%
国登録文化財	208	3 ( 3)	1.4%	3 ( 3)	2 ( 2)	66.6%
計	781	21 ( 10)	2.6%	21 ( 10)	9 ( 3)	42.8%
(参考) 市町村指定	2,981	15 ( 8)	0.5%	-	-	-

※1 選定含む

※2 ( ) は行政所有以外の文化財数。1つの文化財で行政所有分と個人分がある場合も1件として計上

※3 経過観察のものは復旧と整理

## (イ) 被災動産文化財について

### a 対応状況

- ・災害救助法の適用となった11市町を中心に被災した文化財の確認及び救出活動を実施（表2）。
- ・これまでに2件13点の文化財（彫刻）を救出。

表2 被災文化財救出状況

（令和8年1月20日現在）

市町村	訪問件数	救出		備考
		件数	点数	
熊本市	3件			
宇城市	1件			
美里町	1件	1件	7点	町指定文化財（彫刻）ほか
玉名市	11件			
玉東町	2件			
長洲町	0件			
甲佐町	1件	1件	6点	未指定文化財（彫刻）
八代市	8件			要望があれば対応予定
氷川町	0件			
上天草市	6件			要望があれば対応予定
天草市	4件			訪問を契機に1件市へ寄贈
合計	37件	2件	13件	

### 【今回の被災文化財救出の流れ】

- ① 被災市町村へ支援準備がある旨の連絡、声かけ
- ② 文化財被災情報の収集
- ③ インターネット地図に未指定文化財の所在地を登録
- ④ ③で作成した地図と収集した浸水情報を基に被災した可能性がある文化財の絞り込み
- ⑤ 被災した可能性がある文化財所有者宅等訪問
- ⑥ 必要に応じ被災した文化財を救出
- ⑦ 救出した被災文化財の保管

### b これまでの経験が生きた点

- ・発災直後から市町村と密に連絡を取り連携を図ることができた。
- ・文化財の救出に至るまでの体制整備や資材確保等を円滑に進めることができた。
- ・SNSを活用した被災資料廃棄防止の呼びかけ。
- ・インターネット地図の活用。
- ・積極的な現地訪問と所有者等への声かけ。



写真1 文化財救出のようす

### ○ 課題と今後の対応

- ・令和2年7月豪雨時のように浸水想定がインターネット等で公表されず、浸水範囲の想定が難しく被災した可能性がある文化財の絞り込みに時間を要した。  
【今後の対応】文化財の所在地を登録したインターネット地図に浸水想定範囲等防災情報を重ね合わせたデータの平常時からの整備。
- ・SNSや回覧板を活用した廃棄防止の呼びかけが功を奏した一方で、被災していない資料に関する問合せも散見された。  
【今後の対応】被災した文化財の廃棄防止に関する呼びかけであることがきちんと伝わるチラシへの改定。
- ・文化課所有の未指定文化財リストの情報が古く所有者が転居した例や資料が確認できない例が多かった。  
【今後の対応】未指定文化財リストの更新。

### (ウ) その他の対応

- ・インフラ復旧等緊急性が高い工事について埋蔵文化財に関する事前の届出・通知が不要であることを周知する文書の発出。

## ウ 平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金について

### (ア) これまでの経緯と今後の対応

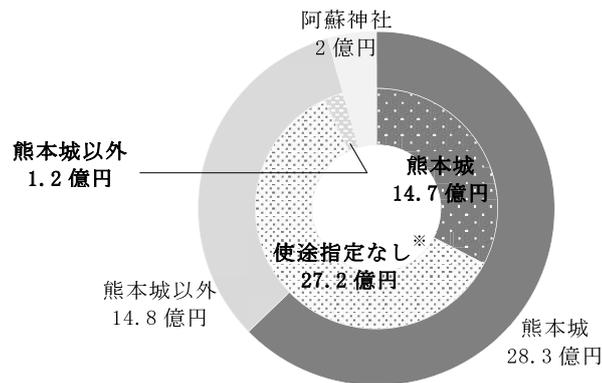
- ・熊本地震発災後、「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」による支援に端を発し、県では「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金（以下「文化財基金）」を設置。
- ・平成29年2月以降、文化財基金配分委員会（以下「配分委員会）」によって配分を審議。
- ・令和7年9月2日に開催された第7回配分委員会をもってすべての配分先が決定し、同委員会は解散。
- ・最終配分委員会の御意見を踏まえ、今後は文化財基金の執行状況等について適宜本審議会にて報告させていただく予定。

表3 これまでの経緯

時期	事柄
平成28年	4月 ・熊本地震発生
	7月 ・「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」発足
	10月 ・「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」設置
平成29年～令和7年	・「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金文化財基金配分委員会」開催（全7回）
令和6年	3月 ・「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」解散（12日） ・「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」受入終了（31日）
令和7年	9月 ・「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金文化財基金配分委員会」解散（2日）

## (イ) 寄附額と配分状況

- ・最終的に総額 45.14 億円、延べ 1,168 件の団体・個人から御寄附いただいた。寄附額の内訳は図 1 のとおり。
- ・寄附金は文化財基金に積み立て、配分委員会で承認された配分方針に基づき熊本地震で被災した文化財等の復旧等に充当（表 4）。
- ・今後は配分委員会（全 7 回）で決定した配分方針に基づき基金がなくなるまで支援を継続。



※使途指定が無い場合、「熊本城」と「熊本城以外」で 1/2 ずつ按分  
 グラフ内側：寄附額、グラフ外側：配分額

図 1 寄附額内訳

表 4 平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分額

(単位：億円)

区分	対象事業	配分額	執行見込額 <sup>※1</sup>	未執行額 <sup>※2</sup>	
熊本城	熊本城（天守・長塀・櫓・石垣）復旧等	28.3	18.8	9.5	
阿蘇神社	指定文化財復旧及び周辺整備	2.0	2.0	0	
熊本城以外	未指定文化財復旧（歴史的建造物 77 件）	14.8	(10.27)	14.8	0
	未指定文化財復旧（動産文化財 38 点）		(0.57)		
	被災文化財情報発信（出前授業・パネル展・冊子作成等）		(0.12)		
	夏目漱石第 6 旧居取得		(1.00)		
	被災装飾古墳		(1.80)		
	文化財災害復旧事業（県補助事業）		(1.00)		
計		45.1	35.6	9.5	

※1 熊本城以外は端数四捨五入により対象事業毎の執行見込み額の合計（左側）と執行見込額（右側）は一致しない

※2 熊本城未執行額は今後事業費の増額等に伴い執行される見込み

## (ウ) 今年度の対応状況

- ・第 7 回配分委員会の開催と同委員会の解散
- ・文化財基金のこれまでの執行状況の県ホームページへの公開

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/125/249101.html>



## 参考：関連法令状条項

### ○文化財保護法（昭和25年法律第214号）抜粋

（地方文化財保護審議会）

第190条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### ○熊本県文化財保護審議会条例（昭和51年3月30日条例第49号）

（趣旨）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、熊本県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する会議については委員とみなす。
- 5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決して、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、熊本県教育庁において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

## 審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年12月11日熊本県知事決定

改正平成13年3月30日

### 第1 目的

この指針は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第32条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

### 第2 審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

### 第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- ア. 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- イ. 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

### 第4 公開・非公開の決定

- ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

- イ. 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

## 第5 公開の方法

ア. 審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

イ. 審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

## 第6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

- ① 開催日時
- ② 場所
- ③ 議題
- ④ 傍聴者の定員
- ⑤ 傍聴手続
- ⑥ 問い合わせ先
- ⑦ その他必要な事項

## 第7 その他

(1) 知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。

(2) 知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。

(3) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(4) この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。ただし、会議の公開・非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。